

# 酒田市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について

## 酒田市行動計画の位置づけ

- 平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や対策実施に際しての基本的な事項を示す市の行動計画を策定することとなった。
- 市行動計画は、政府行動計画・県行動計画との整合を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策を記載する。

## 酒田市行動計画の基本的考え方

### 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 主なポイント

- 計画の対象は、新型インフルエンザ及び新感染症。
  - ①新型インフルエンザ
  - ②再興型インフルエンザ（過去に世界で流行したインフルエンザ）
  - ③新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）
- 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、緊急事態宣言が出された時と出されない時等さまざまな状況に対応できるように、対策の選択肢を示す。
- 市長を本部長とする市対策本部を中心とする実施体制の整備。
- 特定接種（対象：医療従事者、本市職員等）及び市民に対する予防接種の実施。
- 庄内空港や酒田港等、本市固有の交通結節点における県と連携した水際対策の実施。
- 本市の医療対策として、市設置の医療機関と県や地区医師会との連携、保健師等本市の保健スタッフによる支援体制の整備を図る。

## 国・県・市の役割分担

### 国：基本的な対処方針の決定

- 国内外の発生状況等の情報収集
- 国民への適切な情報提供
- まん延の防止
  - 検疫の実施
  - 特定接種の実施
  - 住民に対する予防接種の実施指示
- 医療提供体制の確保のための総合調整
- 国民生活・国民経済の安定の確保
  - ワクチン等緊急物資の運送要請・指示
  - 特定物資の売り渡しの要請・収用

### 山形県：実施主体としての中心的な役割

- 県内の発生状況等の情報収集
- 県民への適切な情報提供
- まん延の防止
  - 外出自粛・施設の使用制限等の要請・指示
  - 特定接種の実施への協力
  - 住民に対する予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保
  - 医師等への医療従事の要請・指示
  - 臨時的医療施設の開設等
- 県民生活・県民経済の安定の確保
  - 社会機能維持のための業務継続計画策定の指示
  - 特定物資の売り渡しの要請・収用

連携

連携

## 被害想定

	山形県(上限値)	酒田市(上限値)
り患者数	約30万人	約2万7千人
外来患者数	約22万5千人	約2万人
入院患者数	約6,800人	約600人
死者数	約1,700人	約150人
欠勤率	20～40%（業種によりピークが異なる）	
到達時間	海外で発生してから国内到達まで2～4週間程度と想定	

### 本市：区域内の対策の総合的推進

- 県内・市内の発生状況等の情報収集
- 市民への適切な情報提供
- まん延の防止
  - 特定接種の実施への協力
  - 住民に対する予防接種の実施
- 市民生活・市民経済の安定の確保
- 高齢者・障がい者等要援護者への生活支援

## 発生段階ごとの主な対策

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 感染拡大期	5 まん延期	6 小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生（山形県内では未発生）	県内・市内で発生（患者の接触歴を把握）	県内・市内でまん延（接触歴を把握できない）	患者発生が減少
対策の目的	対応体制の構築 訓練等の実施 事前準備の推進	国内発生に備えた 体制整備	市内発生に備えた 体制整備	流行のピークを遅らせるための感染 拡大防止策実施 感染拡大に備えた 体制整備	感染拡大防止策から 被害軽減策への変 更 必要なライフライン 等の事業活動の 継続	流行の第二波に備 えた第一波の評価 対策の縮小・中止 医療体制・社会経 済活動の回復
実施体制	市行動計画の策定 業務継続計画の策定 関係機関との連 携・情報交換 訓練の実施	市対策本部会議幹事会の開催		市対策本部会議の開催		市対策本部の廃止 流行の第二波に備 えた計画の見直し
緊急事態宣言の対象区域となった場合、市対策本部を設置						
サーベイランス・ 情報収集	関係機関を通じた情報収集 関係機関との連携・協力					
情報提供・共有	継続的な情報提供					相談窓口の縮小 流行の第二波に 備えた体制の見 直し
予防・まん延防止	個人・地域・職 場等における感 染予防対策の普 及	国による情報提 供・注意喚起に ついて市民に周 知	感染拡大防止のための個人・地域・職場等に対す る要請		国による注意喚 起等の見直し内 容について市民 に周知	
関係機関との連携・協力						
予防接種	予防接種体制の 構築 予防接種に関す る基本情報の提 供	市職員等に対する特定接種の実施		住民接種体制の 構築	住民接種の実施	流行の第二波に 備えた住民接種 （新臨時接種） の実施
住民接種に関する基本情報の提供						
医療	地域医療体制整備 感染期に備えた医療 の確保 抗インフルエンザ薬 の備蓄	帰国者・接触者外来 相談センター、外来 の設置 感染症指定医療機関 の受入準備	帰国者・接触者外 来、感染症指定医療 機関での診療 医療機関への診療情 報提供	帰国者・接触者外来 増設 必要に応じ全医療機 関への診療移行	全医療機関での診療 医療等の確保要請 臨時的医療施設の設 置	通常の医療体制 抗インフルエンザ薬 の備蓄
在宅療養者等への支援、自宅死亡患者への対応等						
県・関係機関への協力						
市民生活・市民 経済の安定の確保	要援護者への生 活支援に備えた 対象者の把握 必要物品・資材 の備蓄	遺体安置施設の 確保等の準備	市民に対し食料品・生活必需品等の購入に際しての適切な行動の呼 びかけ		生活関連物資の価格・供給安定についての要請	
要援護者への生活支援						
緊急事態措置の縮小・中止						

山形県の対策